

現行法における主要な事件区分の例

現行法における主要な事件区分の例

1 裁判員制度対象事件

- ①死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件，②裁判所法26条2項2号に掲げる事件であって，故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）（裁判員法2条）
- 19人／3，079人

2 法定合議事件

- 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法236条，238条又は239条の罪及びその未遂罪，暴力行為等処罰に関する法律1条の2第1項若しくは2項又は1条の3第1項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律2条又は3条の罪を除く。）に係る事件（裁判所法26条2項2号）
- 46人／3，079人

3 短期1年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の事件

- 権利保釈の除外事由：刑訴法89条1号
- 簡易公判手続・即決裁判手続の対象外となる事件の基準：刑訴法291条の2，350条の16
- 70人／3，079人

4 長期10年超の懲役又は禁錮に当たる罪の事件

- 権利保釈の除外事由：刑訴法89条2号
- 302人／3，079人

5 長期3年超の懲役又は禁錮に当たる罪の事件

- 少年審判への検察官関与対象事件：少年法22条の2第1項
- 国選付添人制度の対象事件：少年法22条の3第2項
- 2，258人／3，079人

6 長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の事件

- 権利保釈の除外事由：刑訴法89条3号
- 2，491人／3，079人

（注）人数は，平成30年10月から同年12月までの検察官による家庭裁判所送致人員（刑法犯，処理時18・19歳）及び送致人員総員（3，079人）である（法務省の調査による速報値）。

7 原則検察官送致対象事件

- 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって，その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの（少年法20条2項）
- 10人／4，890人

（注）人数は，平成30年の家庭裁判所における一般保護事件（刑法犯，行為時18・19歳）の原則検察官送致対象事件人員（簡易送致された事件の人員を除く。終局人員総数4，890人）である（最高裁判所事務総局資料及び司法統計年報による。）。